



# 憲法の現在

◆憲法問題特別委員会だより◆

## 裁判を受ける権利と被害者秘匿制度 —ウェブ裁判(裁判手続IT化)の奇妙な展開—

憲法問題特別委員会 副委員長 吉原 裕樹



### 第1 はじめに

ウェブ裁判(裁判手続IT化)は、日進月歩の急速な展開を見せている。その一つが、被害者秘匿制度のための民事訴訟法等改正の動きである。

ウェブ裁判と被害者秘匿制度とは、本来、性質を相当異にする。しかし、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会は、2021年7月30日、ウェブ裁判(裁判手続IT化)に係る民事訴訟法等改正の一環として、被害者秘匿制度の民事訴訟法等改正案をとりまとめ<sup>※1</sup>た。2021年8月10日から同年10月4日まで、同改正案について、意見募集手続(以下「パブリックコメント」という)が行われた(以下、パブリックコメントに付された同改正案を、単に「改正案」という<sup>※3</sup>)。

ウェブ裁判は多岐にわたって拡大しつつあるが、憲法、特に裁判を受ける権利(憲法32条)の観点から、現在、最も緊急性の高い検討対象の一つが、上記被害

者秘匿制度である<sup>※4</sup>。そこで、本稿では、憲法上の裁判を受ける権利の観点から、改正案を検討する<sup>※5</sup>。

### 第2 改正案の内容

#### 1 緒論

原告は、自分の氏名・住所等が被告に知られると、被告から重大な加害を受ける可能性がある場合、被告に対する訴訟提起を躊躇することが多い。改正案は、このような場合においても、原告が被告に対して訴訟提起して、原告の権利・利益を実現することができるよう、一定の事項を被告等に対して秘匿することができるようにするものである。

改正案は、訴状、送達場所等の届出、調査囑託、証人尋問の申出及び判決書における秘匿措置、並びに、不服申立手続等を提案している。このなかで、憲法上の裁判を受ける権利との関係で、特に影響が大きいのは、訴状と判決書における秘匿措置である。

※1 ウェブ裁判に関する民事訴訟法の論稿は多数にのぼる。最重要のものとして、山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点——法制審中間試案の争点』(有斐閣、2021年〔8月25日])。

富澤賢一郎ほか「ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用(フェーズ1)の現状と課題」同書117頁以下では、ウェブ裁判の最新の運用状況が説明されている。これによると、ウェブ裁判の利用件数は、2021年1月に6205件、2月に8088件、3月に1万1992件であった。ウェブ裁判の利用件数は、(上記に先立つ)2020年9月には2944件、10月には3973件であったから(富澤賢一郎ほか「ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用(フェーズ1)の現状と課題」ジュリスト1553号〔2021年1月号〕64頁)、利用の拡大傾向が顕著である。

※2 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会「民事訴訟において被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度についての「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する追加試案」(令和3年〔2021年〕7月30日)の取りまとめ」(2021年〔7月30日])法務省ウェブサイト([https://www.moj.go.jp/MI/MIJ/minji07\\_00272.html](https://www.moj.go.jp/MI/MIJ/minji07_00272.html))。

※3 「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する追加試案」に関する意見募集」(2021年〔8月10日])e-Govウェブサイト(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080246&Mode=0>)。

以下、改正案からの引用箇所は、上記ウェブサイトに掲載された「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する追加試案」における頁番号等によって行う。

※4 本稿校正(2021年10月7日)時点で、主として憲法の観点からウェブ裁判を検討する論稿は、以下の6点のみのようである(刊行順)。水谷瑛嗣郎「オンライン裁判から考える『裁判』像——憲法の視点から」法学セミナー791号(2020年12月号)36頁以下。君塚正臣「民事裁判を提起・遂行する権利再考——民事訴訟のIT化の中で片山智彦説を想う——『司法権・憲法訴訟論』補遺(5)」横浜国際社会科学研究所(横浜国立大学)25巻4号(2021年〔2月])1頁以下。岡野誠樹「リモート裁判——裁判の公開性はリモート手続によって確保されるのか」大林啓吾編『コロナの憲法学』(弘文堂、2021年〔3月])236頁以下。正木みどり「法廷に当事者も証人もいない裁判?! 証人尋問さえ裁判所の判断で非公開にできる?!」消費者法ニュース127号(2021年〔4月])11頁以下。拙稿(吉原裕樹)「ウェブ裁判(裁判手続IT化)の憲法論」判例時報2481号(2021年7月1日号)97頁以下。木下昌彦「民事裁判手続のIT化における憲法問題——ITアクセス困難者と裁判を受ける権利——」法とコンピュータ(法とコンピュータ学会)39号(2021年〔7月])3頁以下。

なお、刑事手続IT化について、刑事手続法の観点を中心として、憲法の観点からも、重要な指摘を数多く行う最新の論稿として、山本了宣「刑事手続とIT(前編)」判例時報2490号(2021年10月1日号)118頁以下、がある(後編は未公開)。

※5 本稿の内容は、大阪弁護士会憲法問題特別委員会の議論を踏まえてはいるが、筆者の私見によるものであって、同委員会を含め、いかなる組織・団体を代表するものではない。

## 2 訴状

訴状における秘匿措置の提案（改正案・第1〔1頁〕）から一部を抜粋すると、以下のとおりである。

「訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。……）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる」。

上記「申立ては、〔民事訴訟〕法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（……「原告表示書面」という。）を裁判所に提出していなければならない」。

上記「決定があったときは……原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。(1) 原告表示書面 (2) 原告表示書面に基づいて送達に関する〔民事訴訟〕法第109条の書面その他の書面」。

ここでは、秘匿措置の実体要件が、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」であること、証明を要せず、疎明で足りるとされていることが大きな特徴である。

## 3 判決書

裁判所は、判決書に、(上記)原告表示書面等に基づく記載をしてはならない（改正案・第6〔5頁〕）。つまり、秘匿措置の対象となった事項は、判決書においても、記載が禁じられる。

## 4 不服申立て

秘匿措置に関する不服申立ての制度は、以下のとおりである（改正案・第5〔4-5頁〕）。

(1) 秘匿措置がなされた部分の閲覧・謄写等を行うとする当事者及び第三者は、裁判所に対し、秘匿措置の要件（＝「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」）が、当初から欠けており、あるいは事後的に欠けに至ったことを理由として、秘匿措置の取消しの申立てをすることができる。

※6 ここで、「被告」でなく「当事者」という文言を用いているのは、独立当事者参加（民事訴訟法47条1項）をした当事者等も含む趣旨であろう。

秘匿措置の要件が当初から欠けており、あるいは事後的に欠けに至ったことについては、証明を要する。<sup>※7</sup>

秘匿措置の取消しがなされたときには、秘匿措置は、申立者以外の者との関係でも効力を失う。

(2) 秘匿措置がなされた部分の閲覧・謄写等を行うとする当事者は、裁判所に対し、秘匿措置「により自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して」、秘匿措置の取消しの申立てをすることができる。

この申立てに基づき秘匿措置が取り消されたときには、秘匿措置は、原則として申立者についてのみ、効力を失う。

(3) 裁判所は、秘匿措置の取消しの申立てについて裁判をするときには、秘匿措置の対象者の意見を聴かなければならない。

(4) 秘匿措置の申立てを却下する裁判、秘匿措置の取消しを求める申立て（上記(1)・(2)）に対する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

## 第3 被害者秘匿制度の憲法上の評価

### 1 裁判を受ける権利の射程

#### (1) 従来の憲法学説

（民事）裁判を受ける権利の意義について、伝統的通説は、裁判請求権・「裁判の拒絶」の禁止にあると理解する。伝統的通説は、裁判を受ける権利が問題となる局面として、基本的に、出訴段階のみを想定し、その制約事由として、法令上の出訴制限（及び経済的理由による出訴障害）<sup>※8</sup>のみを想定してきた。

しかし、裁判を受ける権利の保障は、出訴段階だけでなく、裁判手続全体に及び、また、裁判を受ける権利は、訴訟当事者が裁判手続に主体的に関与し、影響を行使することをも保障すると考える必要がある。たとえば、笹田栄司は、裁判を受ける権利から、公正手続請求権・実効的権利保護の要請等を導出することに

※7 民事訴訟法等では、疎明による旨の特別な規定がないかぎり、証明を要するとされているところ（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅳ（第2版）』〔日本評論社、2019年〕146頁）、改正案のうち本文掲記の部分には、疎明で足りる旨の記載がなく、半面、本文掲記の第2の4(2)には、疎明で足りる旨の明文があるためである。

※8 辻村みよ子・山元一編『概説憲法コンメンタール』（信山社、2018年）194頁・198頁（青井未帆執筆部分）。木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法（第2版）』（日本評論社、2019年）379頁・382頁（倉田原志執筆部分）。

よって、このような議論を根拠付けている。また、片山智彦は、裁判を受ける権利に、手続保障・救済保障を含めて理解することによって、上記の議論を導いている。このように、笹田や片山は、伝統的通説が、裁判を受ける権利の射程を、出訴段階のみに限定してきたという問題性を、鋭く指摘している。

## (2) 民事執行手続等に対する着目の必要性

もっとも、これらの有力説にも、なお不十分などころがあるといわなければならない。それは、これらの見解が、「裁判手続全体」といいながら、暗黙のうちに、検討対象を民事（本案）訴訟（及び、せいぜい行政事件訴訟における仮の救済）に限定しており、それと機能的一体をなす民事手続法全体、そのなかでも特に、民事（本案）訴訟との機能的連関の強い民事執行手続を、検討対象から放逐しているためである。

司法研修所民事弁護教官室は、司法修習生に対して、「民事執行なくしては、依頼者の有する債務名義や担保権は画餅に等しいものとなる」と教示する。弁護士が頻用する、より卑近な言い方をすれば、「勝訴判決をとっても、執行できなければ紙切れと同じ」ということである。

片山は、救済保障に関し、「裁判を受ける権利に含まれる実効的救済請求権は、〔行政事件訴訟における〕仮の救済の保障を含む」と明確に定式化する。笹田も、仮の救済にも裁判を受ける権利の保障が及ぶと論じ、その関係で、民事保全手続にも言及している。民事執行手続は、本案訴訟・本案勝訴判決による実効的救済にとっての重要性という点では、行政事件訴訟における仮の救済（や民事保全手続）に、決して劣るものではない。

笹田や片山が、裁判を受ける権利の本質を、実効的権利保護・救済保障に求めるのは、正鵠を射たもので

ある。しかし、実効的権利保護・救済保障にとっての重要性という点では、裁判を受ける権利の射程について、（行政事件訴訟における）仮の救済（や民事保全手続）からさらに歩みを進め、民事執行手続をも、その射程に収める必要がある。

## 2 権利の強制的実現の阻害

### (1) 致命的欠陥

裁判を受ける権利との関係で、被害者秘匿制度を検討しようとする、被害者たる原告の氏名や住所が秘匿されたままで、被告は実効的に防御活動をすることができるのか、という点に目が行きがちである。

そのような視点も、たしかに重要である。しかし、被告は、「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明」することによって、比較的容易に、秘匿措置の取消しを受けることができるから（上記第2の4(2)）、一応、立法上の手当てがなされているといえることができる。

被害者秘匿制度がより致命的なのは、執行手続をはじめとして、原告の権利の強制的実現に重大な支障を生じ、勝訴判決がまさに「紙切れ」と化してしまう危険性が高い点にある。

### (2) 裁判を受ける権利の実質的保障

被害者秘匿制度は、原告が、被告に、原告の氏名・住所等を知られると、被告から重大な加害を受ける可能性がある場合にも、原告が躊躇することなく、被告に対して訴訟提起し、自己の権利・利益を実現することができるようにしようとするものである（上記第2の1）。この点で、被害者秘匿制度は、原告の裁判を受ける権利の実質的保障自体を直接の目的とする。

### (3) 問題事例その1

それにもかかわらず、被害者秘匿制度が、かえって、原告の権利・利益の実現を、致命的に阻害する場面がある。

たとえば、原告が、氏名・住所について秘匿措置を受けたまま、被告に対する損害賠償請求訴訟を進行し、請求全部認容判決（原告全部勝訴判決）が確定したとしよう。

損害賠償債権の執行を含む金銭執行の手段としては、被告名義の銀行預金（債権）の差押えが、頻りに検討・利用されるところ、原告（＝執行手続では債権

※9 笹田栄司『実効的基本権保障論』（信山社、1993年）318-319頁、337-338頁。笹田栄司『裁判制度——やわらかな司法の試み』（信山社、1997年）89-91頁。

※10 片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）49-57頁。

※11 以上につき、前掲注4・吉原99-100頁。

※12 民事執行手続と民事（本案）訴訟手続との密接な機能的連関については、伊藤眞・園尾隆司編集代表『条解民事執行法』（弘文堂、2019年）1-2頁（山本和彦執筆部分）。

※13 司法研修所（民事弁護教官室）編『民事弁護教材 3訂 民事執行』（日本弁護士連合会、2021年）1頁。

※14 前掲注10・片山55-56頁。

※15 笹田栄司『司法の変容と憲法』（有斐閣、2008年）139-141頁。

者)が執行裁判所に預金債権差押命令申立てをするに当たっては、「執行力のある債務名義の正本」等が必要である(民事執行法25条本文)。上記の例では、原告は、通常、本案訴訟事件記録の存する裁判所の書記官に対し、本案訴訟の確定判決について、執行文付与を申し立てる(民事執行法26条1項前段・2項)。そのうえで、原告は、執行裁判所に預金債権差押命令を申し立てるに当たって、執行文の付された上記確定判決を、「執行力のある債務名義の正本」として、執行裁判所に提出することになる。

しかし、上記の例で、原告は、執行裁判所に対する預金債権差押命令申立てに当たって、早々に難渋することになる。なぜならば、判決書には、秘匿措置の対象となった原告の氏名・住所は記載されない。そのため、預金債権差押命令申立てを受けた執行裁判所は、判決書に記載された原告と、同申立てに表示された債権者とが同一であるか、判断することができない。その結果、執行裁判所は、預金債権差押命令を発することができないためである。

このことは、原告が執行裁判所に、原告表示書面(の写し等)を提出しても変わりはない。確定判決の正本と執行文は、裁判所(の機関)が、請求権・執行力の存在とその範囲を公証するものであるのに対し、原告表示書面は、原告が、裁判所の関与なしに作成するものであるにすぎない。そのため、原告表示書面は、そのままでは、確定判決等と異なり、債務名義(民事執行法22条)ないしそれを補完するものとはなりえないからである。

#### (4) 問題事例その2

もう一つ、被害者秘匿制度が、原告の権利・利益の実現を阻害する例として、民事執行自体とは異なるが、それに類するものを挙げよう。

原告が、氏名・住所について秘匿措置を受けたまま、被告に対する不動産所有権移転登記手続請求訴訟を進行し、請求全部認容判決(原告全部勝訴判決)が確定したとする。

原告は、秘匿措置がなければ、請求認容判決について、裁判所に判決確定証明を申請して判決確定証明書を取得し、請求認容判決の判決正本と判決確定証明書を法務局に提出することで、(被告の協力がなくても)単独で、不動産所有権移転登記手続をすることが

できる(民事執行法174条1項本文、不動産登記法63条1項)。

しかし、原告の氏名・住所について秘匿措置を受けている場合、判決書に、原告の氏名・住所は記載されない。そのため、法務局は、請求認容判決の判決正本を見ても、所有権移転登記手続をするべき原告の氏名・住所を知ることができないから、同手続をすることができない。その結果、原告は、不動産所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、請求認容判決が確定したのに、被告の協力がなければ、同登記手続を受けることができない。

この場合も、原告が法務局に原告表示書面(の写し等)を提出しても変わりはない。判決正本・判決確定証明書は、裁判所(の機関)が、請求権の存在・判決確定という事実を公証するものであるのに対し、原告表示書面は、原告が裁判所の関与なしに作成するものであるにすぎない。そのため、原告表示書面は、そのままでは、確定判決等と異なり、債務名義(民事執行法22条)ないしそれを補完するものとはなりえないからである。

#### (5) 小括

このように、原告が被害者秘匿制度を利用すると、せっかく請求認容判決(原告勝訴判決)を得ても、執行手続をはじめとする権利の強制的実現を図ることができず、実効的権利保護・救済保障は無に帰してしまいかねない。被害者秘匿制度が、原告の裁判を受ける権利の実質的保障を目的とすることからすれば、このような帰結は、本末転倒であるというほかない。

しかも、不動産所有権移転登記手続について見たとおり、権利の強制的実現の手段は、民事執行手続に限定されないから、民事執行法を改正すれば、すべての問題が解決するというわけでもない。

そのため、原告の裁判を受ける権利を十全に保障するためには、改正案の被害者秘匿制度を立法化するに当たって、原告が、権利の強制的実現の局面で、請求認容判決に表示された原告との同一性を、法的強制力をもって証明することができる制度等を、あわせて立法化することが必要不可欠である。

### 3 被告の防御活動の阻害

#### (1) 裁判を受ける権利侵害の可能性

裁判を受ける権利の保障内容には、「訴訟当事者が裁判手続に主体的に関与し、影響を行使すること」が含まれる（上記第3の1(1)）。

原告の氏名・住所等について秘匿措置がなされることで、被告の防御活動に支障が生ずる場合が考えられる。秘匿措置により被告の防御活動に生ずる支障が著しく、被告が裁判手続に十分に関与することができない場合には、裁判を受ける権利が不当に侵害されたと評価する必要がある。

#### (2) 問題事例その1

たとえば、いわゆる近隣紛争では、原告は、被告からの継続的報復を恐れて、被告に対する訴訟提起を躊躇しがちである。仮に、原告と被告が近隣に居住しており、被告の自宅で被告の発する騒音により、原告が心身に深刻な被害を受けているとしよう。原告は、訴訟にて、自己の氏名・住所について秘匿措置を受けたうえで、被告に対し、人格権等に基づき、騒音を発する行為の差止めを請求する。これに対し、被告は、被告の自宅で一定の音が発生しているとしても、被告宅と原告宅との距離からすれば、当該音は受忍限度内のものであるなどとして、差止請求に対して請求棄却を求めるとなろう。

この場合、原告宅と被告宅との距離・位置関係が重要になるが、原告の氏名・住所が秘匿されていると、被告は、実効的な防御活動が困難である。

#### (3) 問題事例その2

さらに、以下のような事例も考えられる。

被告が、被告の自宅にて騒音を発しているため、原告が心身に深刻な被害を受けたとして、原告が、氏名・住所を秘匿したうえで、被告に対して損害賠償請求訴訟（以下「前訴」という）を提起した。前訴の係属中、あるいは前訴について請求棄却判決が確定したあとに、被告に対し、前訴とほとんどまったく同一内容（騒音の時期、被害の時期等が同一）の損害賠償請求訴訟（以下「後訴」という）が提起され、後訴の原告も、氏名・住所について秘匿措置を受けたとする。

この場合、被告としては、前訴の原告と後訴の原告とが同一人物ではないかとの疑念を抱くであろう。実際、一般論として、近隣紛争の場合、それ以外の紛争

と比べて、嫌がらせ目的による二重起訴等が発生する可能性は高くなる。

前訴の原告と後訴の原告とが同一人物である場合、前訴が係属中であれば、後訴は二重起訴禁止（重複訴訟禁止。民事訴訟法142条）に反して不適法却下となるし、すでに前訴の請求棄却判決が確定していれば、その既判力により、後訴も請求棄却となる場合が多くなる。<sup>※16</sup>

これに対し、後訴の原告は、前訴の原告と協力関係にあり、前訴の原告から裁判資料の提供を受け、それを参考にしているだけであるなどと主張する可能性がある。この場合に、前訴・後訴の原告の氏名・住所が秘匿されていると、前訴・後訴の原告の同一性を確認することは、著しく困難となる。

#### (4) 秘匿措置の要件の検討

改正案では、秘匿措置の実体要件は「社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあること」であり、秘匿措置を申し立てるために、実体要件具備の証明は必要でなく、実体要件具備を疎明すれば足りる（上記第2の2）。

一方、現行の民事訴訟法では、「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」を疎明することによって、第三者による訴訟記録の閲覧・謄写等を制限することができる（民事訴訟法92条1項1号）。現行の民事訴訟法における上記規律では、被告による閲覧・謄写等を制限することはできない。現行民事訴訟法の定める上記閲覧・謄写等の制限は、緩やかに運用されているといつてよい。<sup>※17</sup>

改正案の秘匿措置と、現行民事訴訟法における閲覧・謄写等の制限とは、実体要件が「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」であるという点、及び、証明を要せず疎明で足りる点という二つの点で共通する。そのため、改正案は、現行民事訴訟法における、第三者に対する閲覧・謄写等の制限

※16 ただし、前訴と後訴の訴訟物にずれがある場合等には、後訴はただちに請求棄却とはならない。

※17 大阪弁護士会「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」に対する大阪弁護士会意見書（2021年【10月1日】）大阪弁護士会ウェブサイト（[https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2021/oba\\_spk-263.pdf](https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2021/oba_spk-263.pdf)）7頁。

を、ほとんどそのまま、当事者本人に拡張するものである。しかも、現行民事訴訟法における閲覧・謄写等の制限が緩やかに運用されていることからすれば、改正案の秘匿措置も、緩やかに運用される可能性が相当程度認められる。そのため、改正案の秘匿措置が広範に運用され、被告による防御活動に支障を生ずる可能性は少なくない。

以上からすると、改正案の秘匿措置によって、被告の裁判を受ける権利が侵害される危険性を、軽視することはできない。

#### (5) 裁判を受ける権利に対する配慮

一方、改正案では、被告は、秘匿措置「により自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明」することによって、秘匿措置の取消しを申し立てることができる（上記第2の4(2)）。

そのため、被告の裁判を受ける権利の侵害は、一定程度軽減されているので、改正案の定める被害者秘匿制度について、ただちに違憲であるということとはできない。

もっとも、秘匿措置を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じないとされているところ（改正案・第5の1(4)〔5頁〕）、原告は、秘匿措置を取り消す裁判に対して即時抗告をすることができる（改正案・第5の2(1)〔5頁〕）。そのため、秘匿措置を取り消す裁判が確定しないうちに、証拠が散逸する（さらには、原告が証拠隠滅行為に出る）などして、被告が実効的な防御活動ができなくなる可能性は残る。

現行民事訴訟法は、裁判所は、原則として口頭弁論終結日から2か月以内に、判決言渡しをしなければならないと定める（民事訴訟法251条1項本文）。そこで、改正案を立法化する場合には、裁判を受ける権利の侵害によりただちに違憲であるとまでいえなくても、裁判を受ける権利の実質的保障のため、秘匿措置を取り消す裁判に対して即時抗告（さらには再抗告等）がなされた場合に、抗告裁判所は、一定期間内に裁判をしなければならない旨規定するとか、少なくとも、迅速な審理の必要性が特に高いことを前提として、審理することが望ましい。

---

# OBA MJ

月刊 大阪弁護士会

October 2021 Vol.201 (通巻807号)

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 <https://www.osakaben.or.jp>

---

2021年(令和3年)10月29日 ●発行：大阪弁護士会 ●発行責任者：広報委員会 委員長 山本健司 ●印刷：株式会社ケーエスアイ

---